

の辞職勧告決議を可決！

小林嘉文市長に対する辞職勧告決議

笠岡市議会では、令和3年度の一般会計補正予算案に計上された農業振興施設（旧粗飼料生産供給基地施設）改修事業に係る予算編成作業から予算要求までの一連の事務執行と事業決定に至る意思形成過程について、議会への予算案説明の段階で不適切な事務処理の事実が意図的に伏せられていたのではないかと疑念が生じたため、令和3年9月30日、笠岡市監査委員に対し、監査請求を行った。

これに対し、令和3年11月18日、笠岡市監査委員は、「事務監査の結果として、笠岡市議会が抱く疑念を裏付けるような内容となった。」との報告を公表した。

この報告の中では、一連の意思決定について、「一義的には、市政運営のトップである市長及び副市長の責任は免れ得ない。」との指摘があり、さらに、市長及び副市長は、「いたずらに不都合な事実を糊塗して事実を覆い隠すのではなく、失敗は失敗として明らかにして、新たな展開を図るという姿勢が必要である。」とも言及されている。

今回、監査委員が公の監査報告の中で、こうした判断を下したことは、小林市長の行政運営に対する姿勢が極めて不適切であったことを明確に示すものであり、ルールを順守しなければならない行政の長として、完全に失格であり、その責任は極めて重大である。

さらには、監査委員からの結果報告が公表されて、既に1か月以上が経過しているにも関わらず、不適切な事務処理に関する厳しい指摘に対して、謝罪や今後の改善策などが示されることもなく、市政運営のトップとして、反省の姿勢が全く見られない。

これまでに、高速道路走行中の公用車内で、自らがシートベルトを着用していなかったことから関係職員が行政処分を受け、議会本会議で陳謝する事態になるなど、遵法精神の欠如と言わざるを得ない態度は、自治体のリーダーとしての最低限の資質すら疑わざるを得ない。

この他にも、小林市長の就任以降に、

- ・議会への説明前にふるさと納税返礼品を発注
- ・豪雨災害に伴う避難所内でVサインをしている自らの姿をフェイスブックに投稿
- ・市民病院の債権回収に伴う臨戸訪問時の写真をフェイスブックに投稿

など、ルールの遵守や人権への配慮の観点等から、本会議や各委員会での嚴重注意処分は枚挙にいとまがなく、平成29年9月には、市の施設の指定管理先への委託料未払いによる笠岡市議会初の問責決議の可決、令和2年7月には、政務活動費の支払い遅延による議員活動への支障に端を発して、岡山県知事に是正勧告を要請する事態になるなど、市長として求められる適格性に著しく欠ける行政運営が行われてきた。

問責決議が可決された際には、「行政は、地方自治法に基づく行政運営をしなければならず、思い付きで政策を決定したり、一部の人の意見だけをもって行政運営をすることは許されるものではない。公私混同や独裁的な市政運営をしてはならない。度重なる市長のルール違反に対して猛省を促し、市長としての責任の重大さを自覚してもらうために発議するものである。」との議会側からの意見に対し、小林市長からは、「指摘された行政運営の在り方について、議会と執行部は二元代表制であることを認識し、さまざまな議論を交わしながら、一つ一つの案件を決定していく、いわば車の両輪であるとの原点に立ち戻り、市政運営に臨む。」との発言があったにもかかわらず、市長の姿勢は改まることなく、さらに暴走が加速していると言わざるを得ない。

笠岡市が目指す「元気・快適・ときめき進化するまち」の実現のためには、市政に対する多くの市民の皆様からの信頼が不可欠であるが、現在の小林市政のもとでは、健全な市政運営は期待できず、市民を代表する議会と市長との信頼関係を構築することは、もはや不可能と判断せざるを得ない。

よって、笠岡市議会では、地方自治の精神に則り、笠岡市の将来と市民生活の向上のため、小林嘉文市長には、速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和3年12月24日

笠 岡 市 議 会